

埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札 (事前審査型)公告

業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札(事前審査型)要領(以下「要領」という。)第3条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

令和 2年 2月 13日

埼玉県社会福祉事業団
理事長 牧 光治

記

1 業務委託概要等

(1) 入札対象業務

ア 件 名 障害者交流センター中央監視業務委託

イ 場 所 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1

ウ 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、令和2年度以降において、埼玉県社会福祉事業団の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。また契約期間中、指定管理者の変更があった場合は、甲、乙、及び新たな指定管理者にて、速やかに対応につき協議するものとする。

エ 概 要 中央監視業務委託

各設備の運転操作及び監視・維持管理

環境衛生維持管理

プール維持管理

その他小修繕他

(2) 入札手続の方法

要領の規定による。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業であること。

3 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、要領第8条の規定により一般競争入札参加資格等確認申請書に一般競争入札参加資格等確認資料を添付し、持参のうえ2部提出すること。

(1) 期 間

令和2年2月14日（金） 午前10時00分から

令和2年2月28日（金） 正午まで

(2) 提出場所

埼玉県障害者交流センター 庶務担当

4 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、埼玉県社会福祉事業団ホームページ等で案内する。

(1) 入札日時

令和2年3月12日（木） 午前10時

(2) 入札場所

埼玉県障害者交流センター 第3・4研修室

5 入札参加資格

本業務委託の競争に参加するために必要な資格とは、次に挙げる条件をすべて満たし、かつ入札参加資格審査委員会に諮り資格があると認められた者とする。

(1) 基本的な資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領第2章第6節第2第1項の規定により社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。

オ 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

カ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(2) 格付け及び登録業務に係る要件

埼玉県の物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」、大分類「管理業務」のA等級に格付けされ、社会的貢献項目が「障害者雇用状況：障害者雇用状況報告書を提出していて不足数なし」、又は「障害者雇用状況：障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業者で障害者を1人以上雇用している」に該当し、所在地区分が「管轄内」又は「準管轄内」であり、企業区分が「中小企業」である者であること。

(3) 業務実績

次に掲げる業務実績を有すること。

国（公団、機構を含む）又は地方公共団体（埼玉県出資法人を含む）が所有し、管理する施設の中央監視業務を、埼玉県内で平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に1年以上履行した実績を有すること。

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

要領に基づき入札執行前に確認し、令和2年2月28日（金）17時までに通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和2年3月3日（火）正午までに、書面により再確認を求めることができる。再確認の結果は、令和2年3月4日（水）午後5時までに回答する。

7 業務仕様書等

業務委託仕様書、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書（以下「業務仕様書等」という。）は、埼玉県社会福祉事業団ホームページに公表する。

8 業務仕様書等に関する質疑

業務仕様書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書をファクシミリにより提出すること。

(1) 受付期間

令和2年3月 5日（木）午前10時00分から

令和2年3月 9日（月）正午まで

(2) 受付場所

埼玉県障害者交流センター 庶務担当

(3) 質疑に対する回答

質疑書に対する回答は、令和2年3月10日（火）午後3時までに、入札参加資格者全員にファクシミリにて送付する。

9 現場説明会

開催しない。ただし希望がある場合、現場見学は可能とする。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

令和2年度から令和4年度まで3年度分をまとめて記入すること。なお、金額は消費税を含まないものとする。（契約締結時に消費税を加算する。）

(2) 入札金額積算内訳書

要領第15条の規定による。

(3) 入札回数

ア 再度入札は2回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

要領第18条の規定による。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引換又は撤回することはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより落札者を決定するくじの順序を決定する。

ウ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。

エ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

ウ 金額の訂正のある入札書による入札

エ 押印された印影が明らかでない入札書

オ その他要領第22条に該当する入札

11 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の額（一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納入を免除することができる。

ア 入札参加希望者が保険会社との間に当事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に2回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金の納付方法は次のとおりとする。

ア 入札参加希望者は、入札保証金を入札日の前日までに埼玉県社会福祉事業団口座に振り込むものとする。振込口座については、別途通知する。

イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領16条2項に規定する参加資格の確認の際に入札執行者に提示する。

(3) 上記(1)のイに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 提出方法

原則として保険証券を入札場所に持参する。

イ 提出期限

令和2年3月12日(木)午前10時まで(入札開始前まで)

(4) 上記(1)のイに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 国(公団を含む。)又は地方公共団体等(出資法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に2回以上すべて誠実に履行したのものについて、その契約書、仕様書及び契約完了時に提出した業務完了報告書等の写しを一般競争参加資格確認申請書に添付すること。

イ 当事業団と締結し履行した業務委託については、履行を証明するものの写しを省略することができる。

(5) 入札保証金は、入札の終了後に還付する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。

1.2 委託業務履行保証人

契約の受託者は、契約に当たって、委託業務履行保証人を附するものとする。

なお、委託業務履行保証人は受託者と同等以上の能力を有し、かつ、契約に必要な資格を有するとともに、契約受託者が、その責務を履行しない場合において、その履行をなす責務を負うものとする。

1.3 支払い方法

確認検査終了時 毎月精算

1.4 この公告に関する問い合わせ先

埼玉県障害者交流センター 庶務担当

電話番号：048-834-2245 FAX 番号：048-834-3333

1.5 その他

本件入札については、埼玉県社会福祉事業団ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

埼玉県社会福祉事業団ホームページ <http://sswc-gr.jp>